

## 短期入所生活介護料金表（併設型・ユニット型個室）

## 1. 介護保険法が定める法定料金

## (1) 基本サービス利用料（1日につき）

要介護度	併設型ユニット型（個室）短期入所生活介護費用			
	単位数	自己負担額の目安		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	696単位	742円	1,484円	2,226円
要介護2	764単位	814円	1,629円	2,443円
要介護3	838単位	893円	1,787円	2,680円
要介護4	908単位	968円	1,936円	2,903円
要介護5	976単位	1,040円	2,081円	3,121円

## (2) 加算料金等（1日につき）

区 分	1日の単位	自己負担額の目安		
		1割負担	2割負担	3割負担
送迎加算 （片道1回につき）	184単位	197円	393円	589円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位/日	6円	13円	19円
夜勤職員配置加算Ⅱロ	18単位/日	19円	38円	58円
療養食加算	8単位/食	9円	18円	26円
介護職員等ベースアップ等支援加算 （総単位数の1.6%相当）	12～19単位	12～20円	25～40円	38～60円
特定処遇改善加算Ⅰ （総単位数の2.7%相当）	19～32単位	20～34円	41～68円	61～102円
介護職員処遇改善加算Ⅰ （総単位数の8.3%相当）	60～97単位	66～103円	128～207円	192～310円

備考（上記(1)(2)共通）

- 1) 地域区分：船橋市（4級地）1単位＝10.66円
- 2) 職員配置等の状況により変動が生ずる場合があります

## 2. 介護保険外の料金（1日につき）

区 分	介護保険負担限度額認定段階			その他
	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食 費	600円	1,000円	1,300円	1,785円
滞 在 費	820円	1,310円	1,310円	2,890円

備考：第1、第2、第3段階①、②の料金の適用を受ける場合は、保険者宛てに「介護保険負担限度額認定申請」を行い、認定証を事業者に提示する必要があります

### 3. その他の料金

次の費用等は、全額利用者の負担となります。

- (1) 病院等の医療費、薬代、医療器材費
- (2) 理容・美容代
- (3) 利用者が希望する趣味やレクリエーション活動に要する材料費
- (4) その他の日常生活費（歯ブラシ・歯磨き粉・ティッシュペーパー・化粧品等個人で使用するもの） なお、おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。